

**環境活動評価プログラム
(エコアクション21) 認証制度に
向けたパイロット事業参加事業者
募集要項**

平成15年6月

環 境 省

1. パイロット事業の目的

環境省では平成 8 年（1996 年）より、中小事業者等の幅広い事業者に対して、自主的に「環境への関わりに気づき、目標を持ち、行動する」ことができる簡易な方法を提供する目的で、環境活動評価プログラム（エコアクション 21）を策定し、その普及を進めてきました。

近年の環境経営の急速な進展、特にグリーン購入や環境報告書の進展・普及、廃棄物や化学物質等に対する法制度の整備、ISO14001 認証取得の広がり等の新たな動きが拡大しつつある中で、中小事業者でも比較的容易に取り組むことができ、自主的、積極的に環境への取組を行った場合に、ISO14001 と同様に認証を受けることのできる全国的な認証制度の仕組みを望む声が高くなってきています。

そこで環境省では、平成 14 年度に「環境活動評価プログラム（エコアクション 21）のあり方に関する検討会」を設置し、地方公共団体における新たな認証制度の取組、大手企業における自社サプライチェーンでのエコアクション 21 活用の動き等を踏まえつつ、エコアクション 21 の内容を全面的に見直すとともに、その認証・登録の仕組みのあり方を検討して、エコアクション 21・2003 年度試行版を取りまとめました。

このエコアクション 21・2003 年度試行版を基に、中小事業者でも比較的容易に取り組むことができ、自主的、積極的に環境への取組を行った場合に、ISO14001 に比べて簡易な環境マネジメントシステムの認証を受けることのできる全国的な認証制度に向けたパイロット事業を実施する予定です。

パイロット事業の結果を踏まえて、14 年度に策定した「エコアクション 21・2003 年度試行版」の認証制度における適用のあり方の検討、及び認証制度全体の設計、エコアクション 21 審査人に必要な資質の検討、資格認定制度のあり方の検討等を行い、平成 16 年度を目途に、エコアクション 21 の認証制度を創設することを予定しています。

2. エコアクション 21 改定及び認証・登録制度のポイント

(1) 新たなエコアクション 21・2003 年度試行版の構成

エコアクション 21 は、新たに策定する環境経営システム及び環境活動レポートのガイドライン、既存のものを改良する環境への負荷の自己チェック及び環境への取組の自己チェックの手引きより構成することが適当であり、これをガイドラインとして策定し、このガイドラインに適合した取組を行う事業者を認証し、登録する制度を創設する。

環境経営システムは、計画（PLAN）、計画の実施（DO）、取組状況の確認・評価（CHECK）及び全体の評価と見直し（ACTION）の PDCA のサイクルを基本とし、最低限、監視・測定すべき環境負荷項目及び取組むべき環境への行動が含まれる。

環境活動レポートに記載すべき事項は、環境方針、環境目標とその実績、主要な環境活動計画の内容及びその評価結果などとし、事業所においては備え付け、一般の閲覧が可能であるとともに、事務局に送付しなければならないこととする。

環境への負荷の自己チェック及び環境への取組の自己チェックの手引きは、環境省「事業者の環境パフォーマンス指標に関する検討会」の成果を踏まえる。

(2) 環境経営システムの要素

環境経営システムのガイドラインの要素として図 1 に示す 14 項目の内容を盛り込む。エコアクション 21 の認証を取得し、登録を希望する事業者は、このガイドラインに適合した環境経営システム（環境マネジメントシステム）を構築し、運用する。

(3) 環境活動レポートの要素

環境活動レポートのガイドラインの要素として図1に示す5項目の内容を盛り込む。エコアクション21の認証登録を受けることを希望する事業者は、このガイドラインに適合した環境活動レポートを作成し、公表する。

(4) 新たな仕組みの基本的あり方

エコアクション21における認証及び登録を希望する事業者の、環境経営システム及び環境活動レポートのガイドラインに対する適合状況を、「エコアクション21審査人(仮称)」が審査し、その認証・登録を行う仕組みを、新たに構築する。

(5) エコアクション21審査人(仮称)のあり方

エコアクション21審査人については、試験等により資格を認定する仕組みを新たに創設する。

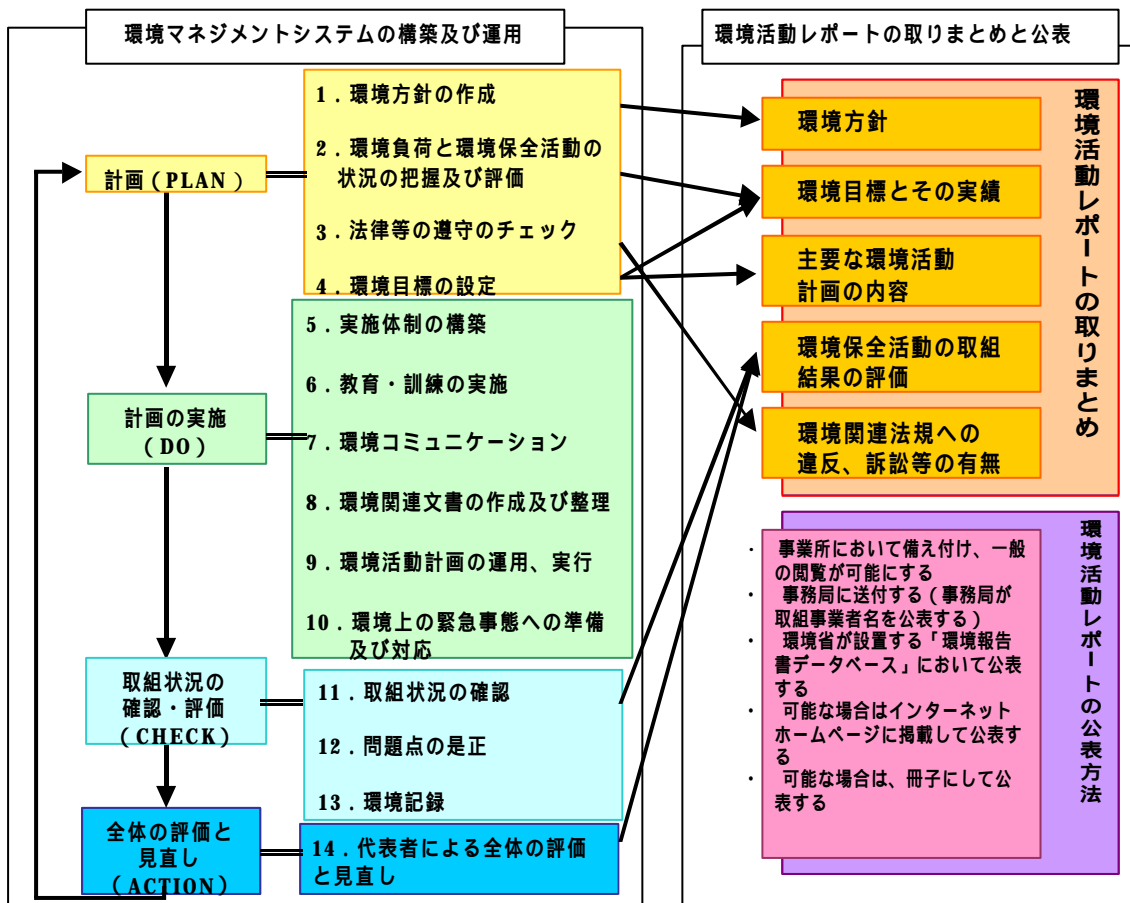
(6) エコアクション21参加事業者の認証制度のあり方

エコアクション21に参加した事業者の、環境経営システム及び環境活動レポートのガイドラインへの適合状況を、エコアクション21審査人が審査し、適合していると認められる事業者を、事業者の申請により、エコアクション21事務局が登録する制度を創設する。

[参考]

検討会報告書 <http://www.env.go.jp/policy/report/h15-03/index.html>

図1:エコアクション21・2003年度試行版の内容



3.パイロット事業の内容

(1)実施主体

環境省（一部シンクタンクに事務委託）

(2)参加要件

エコアクション 21・2003 年度試行版に基づき、所定の時期までに必要な環境マネジメントシステムの構築・運用、環境への取組の実施及び環境活動レポートの作成・公表を行い、

エコアクション 21 パイロット事業審査委員による所定の審査を受け、エコアクション 21 認証事業者として登録を受けることを希望する事業者であること。

また、パイロット事業に関して環境省が実施する調査等に協力し、必要な報告を行うこと。

必要な認証・登録のための費用の一部を負担すること。

参加事業者の業種、形態は問いません。株式会社、商店、財団・社団法人、NPO・NGO等、幅広い事業者の皆様の参加を期待します。工場単位、店舗単位での応募も受け付けます。

応募多数の場合は、業種、規模及び地域バランス等を勘案して、約 100 事業者を選考させていただきます。

エコアクション 21 パイロット事業審査委員は、環境省より派遣します。委員の選択はできません。

環境マネジメントシステムの構築・運用段階において、審査委員の指導及び助言を受けていただきます。

パイロット事業において審査に合格した事業者は、平成 16 年度に制度が正式に発足した後、エコアクション 21 認証事業者としての登録が可能です。登録期間は、平成 18 年 3 月 31 日までの 2 か年間とし、平成 17 年 3 月頃に中間審査、平成 18 年 3 月頃に更新審査を受審して下さい。なお、中間審査及び更新審査の審査料、更新登録費用は、各事業者の負担となります。中間審査費用は 10 万円程度、更新審査及び登録費用は 20～30 万円程度を想定しています（パイロット事業の実施結果により、費用の増減は有り得ます）。

(4)参加事業者のメリット

平成 16 年度に開始を予定している「エコアクション 21 認証制度」の発足後、**最初の認証事業者として登録が可能です。**

認証・登録により、環境への取組を積極的に行っている事業者として、会社案内等に「エコアクション 21 ロゴマーク」を掲示できる等のメリットがあります。

環境への取組を積極的に行うことにより、環境負荷の削減やコストの削減、従業員意識の向上等の効果が期待できます。

(5)環境活動レポート等の公表について

- ・参加事業者名、環境活動レポートは公表されます。
- ・審査に当たってご提出していただいた各事業者の個別の資料等は公開されません。

(6)パイロット事業参加費用

パイロット事業参加事業者は、審査人の審査等に関わる費用のうち、70,000円を負担していただきます。なお、7万円を超える部分は、環境省が負担します。

上記の参加費用には、環境マネジメントシステム構築・運用に係る指導・助言費用（2回）及び審査費用（書類審査及び現地審査）が含まれます。

なお、審査合格後にエコアクション21・認証事業者としての登録を希望する事業者は、別途、登録費用（5万円程度を現在想定していますが、パイロット事業の実施結果により、費用の増減はあり得ます）が必要となります（平成16年度の認証制度創設後）。

(7)パイロット事業スケジュール

| | |
|------------|--|
| 平成15年6月30日 | 募集開始 |
| 7月18日 | 募集締め切り |
| 8月10日頃 | 選考結果通知 |
| 8月下旬 | 説明会開催（仙台、東京、大阪、福岡を予定） |
| 9月1日 | 各事業者において取組開始 （この間に審査委員による指導・助言を受けていただきます） |
| 平成16年1月下旬 | 環境活動レポート提出 |
| 2月上旬 | 審査委員による現地審査 |
| 2月下旬 | 審査結果の事務局チェック |
| 3月上旬 | 審査結果の各事業者への通知 |
| 3月中旬 | 登録申請 |
| 4月上旬 | 登録 |

(8)参加事業者説明会の開催

参加事業者を対象とした説明会を下記の通り開催する予定です。必ずご出席ください。出席されない場合は、パイロット事業への参加を認められない場合があります。

仙台 平成15年8月22日（金）

東京 平成15年8月25日（月）

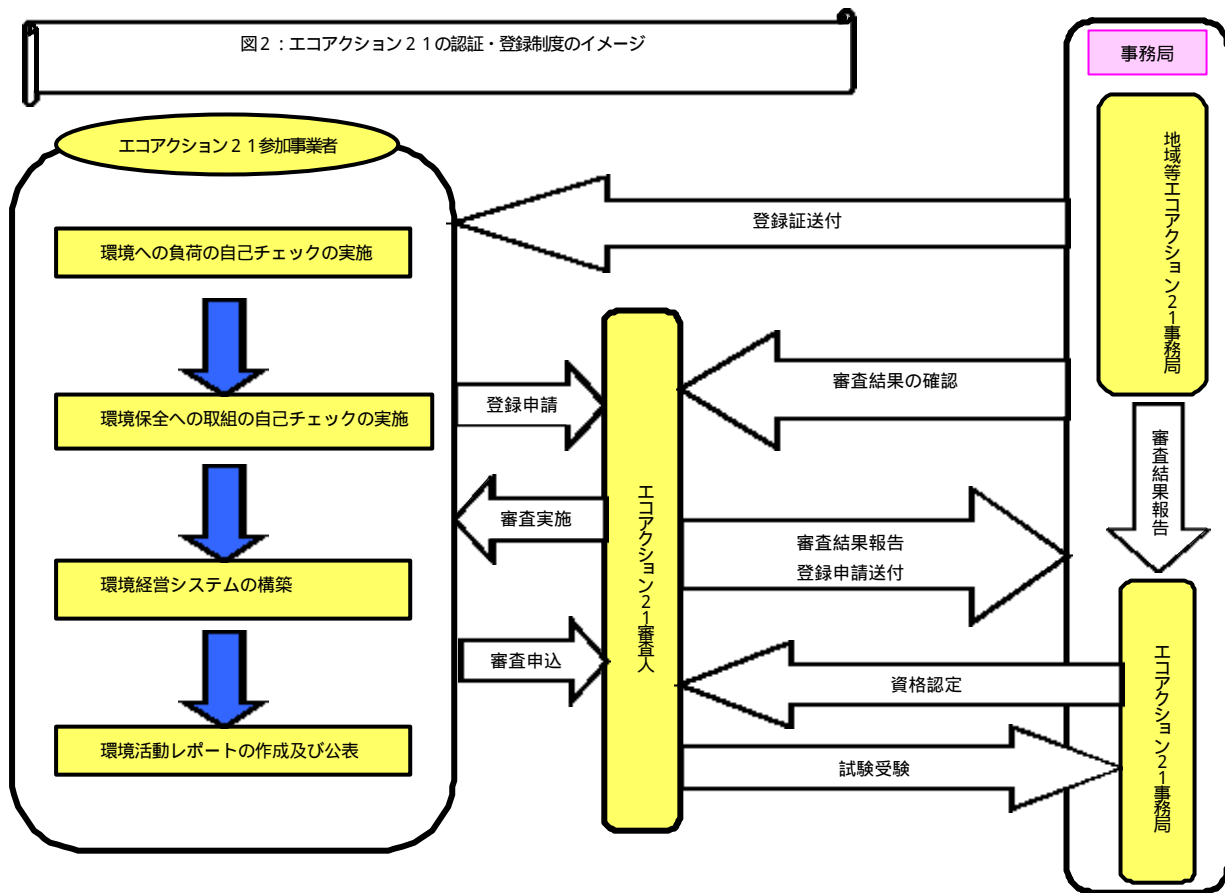
大阪 平成15年8月28日（木）

福岡 平成15年8月29日（金）

なお、詳しい日時、会場については、決定した参加事業者に直接ご連絡いたします。

参考 エコアクション21参加事業者の認証制度（案）

環境省では、本パイロット事業の成果を踏まえた上で、平成16年度を目途に「環境活動評価プログラム（エコアクション21）の認証制度」を創設することを検討します。制度は以下の図2のようなイメージを想定しています。



パイロット事業事務局

環境省 総合環境政策局 環境経済課 エコアクション21パイロット事業担当
担当 大中・槌屋

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL：03-5521-8240 FAX：03-3580-9568

e-mail：ea21@env.go.jp

株式会社 エコマネジメント研究所（事務委託先予定）

担当 田中・中野

〒150-0036 東京都渋谷区南平台町1-9 南平台宝来ビル6階

TEL：03-3462-4861 FAX：03-3462-4860

e-mail：ea21@ecomane-inst.co.jp

整理番号：
受付日： 月 日

エコアクション21パイロット事業 参加申込書

| | |
|-----------------------------|---|
| 事業者名 | |
| 組織形態（いずれかに） | 株式会社 有限会社 財団法人 社団法人 NPO 個人商店 その他（具体的に） |
| 業種（具体的に記入して下さい） | |
| 従業員数 / 売上高 | 従業員数（ ）人 売上高（ ）円 |
| 代表者の役職及び氏名 | |
| 2003年3月末までのエコアクション21への参加の有無 | 有り 無し |
| 現在、実施している環境保全活動の内容 | |
| 担当者氏名及び連絡先 | 氏名 所属部署名 住所 〒 電話 FAX 電子メール URL |

注1：「組織形態」で当てはまるものが無い場合は、具体的に記入して下さい。組織全体ではなく、工場・店舗単位でも応募できます。

注2：「業種」は、例えば「 の製造」、「 の小売り」等、なるべく具体的にわかりやすく記入して下さい。

注3：「エコアクション21への参加の有無」は、既に参加登録をしている事業者の場合は「有」に を付けるとともに、「環境行動計画」を添付して下さい。

注4：「現在、実施している環境保全活動の内容」は、例えば廃棄物の削減・リサイクルの取組、省エネルギーの取組、環境方針や環境負荷削減目標の策定等について、その具体的内容も含めて詳しく記述して下さい。

注5：「担当者氏名」は、環境省及び事務局からの問い合わせに対応できる方の氏名を記入して下さい。また「連絡先」は、環境省及び事務局からの問い合わせ等をする場合の、担当者の所属部署、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス（無い場合は記入不用）を記入して下さい。また、応募者がホームページを開設している場合は、そのURLを記入して下さい。

注7：「整理番号」及び「受付日」には、記入しないでください。

注8：パンフレット等、応募事業者の事業や活動の内容がわかる資料を添付してください。